



## 居宅サービス計画

### 介護予防サービス計画 作成依頼（変更）届出書の記入方法

### 介護予防ケアマネジメント

「介護保険被保険者証（原本）」又は「介護保険資格者証」を必ず添付してください。  
また、この届出書を提出する前に必ず、事業所にサービス計画を作成するように依頼してください。

なお、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設など）に入所（院）している方は提出の必要はありません。

#### ① 区分（新規・変更）

- ・初めて届出をする場合は、「新規」に○を付け、既に届出している事業所を変更する場合は、「変更」に○を付けてください。

#### ② 被保険者番号

- ・「介護保険被保険者証」又は「介護保険資格者証」の被保険者番号欄の番号を転記してください。

#### ③ サービス計画等の作成を依頼（変更）する事業所

- ・サービス計画等の作成を依頼する事業所名及び事業所番号とその所在地を記入してください。
- ・事業所を変更する場合は、変更後の事業所名を記入してください。

#### ④ 事業所の種別

- ・当てはまるものにチェックをしてください。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所の場合は、介護給付か予防給付のいずれか当てはまるものにチェックをしてください。  
さらに、小規模多機能型居宅介護利用開始月における居宅（介護予防）サービス利用実績の有無にチェックをしてください。

#### ⑤ 事業所を変更する場合の事由等

- ・事業所を変更する場合のみ記入してください。
- ・変更年月日は、変更したサービス計画に基づき、実際にサービスの提供を受ける年月日を記入してください。

#### ⑥ 被保険者住所

- ・住民票の住所を記入してください。

#### ⑦ 個人番号

- ・個人番号が把握できない場合は、空欄でも差し支えありません。

#### ⑧ 保険者確認欄

- ・保険者がチェックしますので、記入する必要はありません。

#### ◆問い合わせ先（区役所保健福祉課介護保険担当）

門司区	093-331-1894 (直通)	八幡東区	093-671-6885 (直通)
小倉北区	093-582-3433 (直通)	八幡西区	093-642-1446 (直通)
小倉南区	093-951-4127 (直通)	戸畑区	093-871-4527 (直通)
若松区	093-761-4046 (直通)		